明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（**厚生労働**二四一）　一
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（**同**二四二）　二
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二四三）　二
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二四四）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**八九六）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
令和四年度経済産業省共済組合の決算、令和四事業年度財務諸表（独立行政法人製品評価技術基盤機構・独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構）、中日本高速道路株式会社工事完了、日本税理士会連合会令和四年度の決算、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　七三
会社その他
会社決算公告　七五